

(介護予防) 通所リハビリテーション 自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

【自主点検の実施時期】

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

【自主点検を行う者】

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

【点検方法】

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている ……A
一部できている ……B
できていない ……C
該当なし ……＝

評価事項欄にチェックボックス□のあるものは、該当するものを☑とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

【点検後の対応等】

点検を行った結果、評価欄が「B」または「C」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。

なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

【点検結果の共有】

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

【点検結果の保管】

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

介護保険事業者は、介護保険法及び同法に定める基準等に従い、運営を行わなければなりません。「(介護予防)通所リハビリテーション」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、前橋市条例、通知等は以下のとおりです。

【法】 … 介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）

【規】 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）

【条】 … 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日 前橋市条例第41号）

《条》 … 前橋市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月14日前橋市条例第46号）

【通】 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

・【通】第3-1-:「第3 介護サービス」-「1 訪問介護」

・【通】第3-7-:「第3 介護サービス」-「7 通所リハビリテーション」

・【通】第4-3-:「第4 介護予防サービス」-「3 介護予防通所リハビリテーション」

【報】 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

《報》 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

【留】 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

《留》 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載。

第1 一般原則及び基本方針

注) 指定介護予防通所リハビリテーションの場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「指定居宅サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	()	〔条〕 第3条第1項 《条》 第3条第1項
	(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	()	〔条〕 第3条第2項 《条》 第3条第2項
	(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	()	〔条〕 第3条第3項 《条》 第3条第3項
	(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	()	〔条〕 第3条第4項 《条》 第3条第4項
	※ 「科学的介護情報システム (LIFE)」に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。		
2 指定通所リハビリテーションの基本方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。	()	〔条〕 第136条 《条》 第117条

第2 人員基準

※ 介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 従業員の員数	事業所に置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は次のとおりとしているか。		
● 診療所以外			
(1) 単位ごとに利用者数が10人以下の場合	① 医師 常勤医師1人以上（専任） ※1 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。 ※2 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足る。 ※3 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足る。 ※4 指定通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配置基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができる。	()	〔条〕 第137条第1項第1号 《条》 第118条第1項第1号 〔通〕 第3-7-1(1)①
	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 単位ごとに提供時間帯を通じて1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第1項第2号 《条》 第118条第1項第2号 〔通〕 第3-7-1(1)②
	③ ②のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 利用者が100又はその端数を増すごとに1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第1項第2号 《条》 第118条第1項第2号 〔通〕 第3-7-1(1)②
(2) 単位ごとに利用者数が10人超の場合	① 医師 常勤医師1人以上（専任） ※ なお、医師の兼務等に関しては1(1)①に記載する※1～4の内容を参照のこと。	()	〔条〕 第137条第1項第1号 《条》 第118条第1項第1号 〔通〕 第3-7-1(1)①

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
(2) 単位ごとに利用者数が10人超の場合 (続き)	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 単位ごとに提供時間帯を通じて、利用者数を10で除した数以上（専従）	()	〔条〕 第137条第1項第2号 《条》 第118条第1項第2号 〔通〕 第3-7-1(1)②
	③ ②のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 利用者が100又はその端数を増すごとに1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第1項第2号 《条》 第118条第1項第2号 〔通〕 第3-7-1(1)②
● 診療所			
(1) 単位ごとに利用者数が10人以下の場合	① 医師 専任医師1人 利用者数は専任医師1人に対し、1日48人以内であること。	()	〔条〕 第137条第2項第1号 《条》 第118条第2項第1号 〔通〕 第3-7-1(2)①
	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 単位ごとに提供時間帯を通じて1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第2項第2号 《条》 第118条第2項第2号 〔通〕 第3-7-1(2)②
	③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、又は通所リハビリテーション等に1年以上従事した経験を有する看護師 常勤換算方法で0.1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第2項第2号 《条》 第118条第2項第2号 〔通〕 第3-7-1(2)②
(2) 単位ごとに利用者数が10人超の場合	① 医師 常勤医師1人以上（専任）	()	〔条〕 第137条第2項第1号 《条》 第118条第2項第1号
	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 単位ごとに提供時間帯を通じて、利用者の数を10で除した数以上（専従）	()	〔条〕 第137条第2項第2号 《条》 第118条第2項第2号 〔通〕 第3-7-1(2)②
	③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は通所リハビリテーション等に1年以上従事した経験を有する看護師 常勤換算方法で0.1以上（専従）	()	〔条〕 第137条第2項第2号 《条》 第118条第2項第2号 〔通〕 第3-7-1(2)②
2 人員欠如減算の算定	1 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数について、上記の配置基準を満たしていない場合に、人員基準欠如減算を算定しているか。	()	〔報〕 別表7注1 〔留〕 第2の8(28) ○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (H12.2.10厚生省告示第27号)第2号 [㍑]

第3 設備基準

※ 介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 設備	(1) 指定通所リハビリテーション事業所は指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しているか。	()	[条] 第138条第1項 《条》第119条第1項 [通] 第3-7-2(1)
	(2) 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に対して設備（消火器、スプリンクラー等）を備えているか。	()	[通] 第3-6-2(3)
	(3) 指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えているか。 ※ 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との設備の共用について - 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。 - ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えない。 ☐ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 ☐ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 ※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。 ※ 設備を共用する場合、〔条〕第111条第2項において、指定通所リハビリテーション事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。	()	[条] 第138条第2項 《条》第119条第2項 [通] 第3-7-2(2) [通] 第3-6-2(4)

第4 運営基準

※ 介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」に、「要介護認定」を「要支援認定」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に、「居宅サービス計画」を「介護予防サービス計画」に、「居宅介護サービス費」を「介護予防サービス費」に読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定通所リハビリテーションの開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる下記の重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、当該指定通所リハビリテーションの提供開始について利用申込者の同意を得ているか。 ☐ 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） ☐ 従業者の勤務の体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	()	〔条〕第9条第1項（準用第146条） 《条》第51条の2第1項（準用第124条） 〔通〕第3-1-3(2)
	(2) (1)の文書はわかりやすいものとなっているか。	()	〔通〕第3-1-3(2)
	(3) 重要事項を記した文書の説明、交付、及び同意について、書面で確認できる様式となっているか。	()	〔通〕第3-1-3(2)
	(4) 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。 ① 指定通所リハビリテーション事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定通所リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 イ 電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbに掲げるもの a 指定通所リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 b 指定通所リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに上記(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	()	〔条〕第9条第2項（準用第146条） 《条》第51条の2第2項（準用第124条） 〔条〕第9条第2項（準用第146条） 《条》第51条の2第2項（準用第124条） 〔条〕第9条第2項（準用第146条） 《条》第51条の2第2項（準用第124条）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び同意 (続き)	② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定通所リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ④ 指定通所リハビリテーション事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 イ ①に規定する方法のうち指定通所リハビリテーション事業者が使用するもの ロ ファイルへの記録の方式 ⑤ ④の規定による承諾を得た指定通所リハビリテーション事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		〔条〕 第9条第3項 (準用第146条) 《条》 第51条の2第3項 (準用第124条) 〔条〕 第9条第4項 (準用第146条) 《条》 第51条の2第4項 (準用第124条) 〔条〕 第9条第5項 (準用第146条) 《条》 第51条の2第5項 (準用第124条) 〔条〕 第9条第6項 (準用第146条) 《条》 第51条の2第6項 (準用第124条)
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションの提供が困難な場合 (2) 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	()	〔条〕 第10条 (準用第146条) 《条》 第51条の3 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(3) 〔通〕 第3-1-3(3)
3 サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自らサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	()	〔条〕 第11条 (準用第146条) 《条》 第51条の4 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(4)
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して通所リハビリテーションを提供するように努めているか。	()	〔条〕 第12条第1項 (準用第146条) 《条》 第51条の5第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(5)① 〔条〕 第12条第2項 (準用第146条) 《条》 第51条の5第2項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(5)②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	()	〔条〕 第13条第1項 (準用第146条) 《条》 第51条の6第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(6)①
	(2) (1)において要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	()	
	(3) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っているか。	()	〔条〕 第13条第2項 (準用第146条) 《条》 第51条の6第2項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(6)②
6 心身の状況等の把握	(1) 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 ☐ 利用者の心身の状況、病歴 ☐ 利用者の置かれている環境 ☐ 保健医療サービスの利用状況 ☐ 福祉サービスの利用状況 等	()	〔条〕 第14条 (準用第146条) 《条》 第51条の7 (準用第124条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	()	〔条〕 第69条第1項 (準用第146条) 《条》 第69条第1項 (準用第124条)
	(2) 指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、 ① 利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。 ② 主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	() ()	〔条〕 第69条第2項 (準用第146条) 《条》 第69条第2項 (準用第124条)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	(利用申込者が法定代理受領サービスとして指定通所リハビリテーションを受けることとなっていない場合)		〔条〕 第16条 (準用第146条) 《条》 第51条の9 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(7)
	(1) 指定通所リハビリテーションの提供開始に際し、利用申込者が〔規〕第64条各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。	()	
	① 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明	()	
	② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供しているか。	()	〔条〕 第17条 (準用第146条) 《条》 第51条の10 (準用第124条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	(1) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合 (※) は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定通所リハビリテーション事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。	()	〔条〕 第18条 (準用第146条) 《条》 第51条の11 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(8)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定通所リハビリテーションを提供した際には以下の事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面 (サービス利用票等) に記載しているか。 ☐ 提供日 ☐ 提供内容 ☐ 当該指定通所リハビリテーションについて支払を受ける居宅介護サービス費 (介護予防サービス費) の額 (法定代理受領した額) ☐ その他、サービス提供に当たって必要な事項	()	〔条〕 第20条第1項 (準用第146条) 《条》 第51条の13第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(10)①
	(2) 指定通所リハビリテーションを提供した際には、具体的に次のことを記録しているか。 ☐ 提供日 ☐ 提供した具体的なサービスの内容 ・送迎の記録や算定している加算の算定根拠となる記録等を含む。 ☐ 利用者の心身の状況 ☐ その他必要な事項	()	〔条〕 第20条第2項 (準用第146条) 《条》 第51条の13第2項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(10)②
	(3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	()	〔条〕 第20条第2項 (準用第146条) 《条》 第51条の13第2項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(10)②
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額 (1割、2割又は3割負担額) の支払を受けているか。	()	〔条〕 第103条第1項 (準用第146条) 《条》 第119条の2第1項 〔通〕 第3-1-3(11)①
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額 (いわゆる償還払いの場合) と指定通所リハビリテーションに係る居宅介護 (介護予防) サービス費用基準額 (法定代理受領の場合) との間に、不合理な差額が生じていないか。	()	〔条〕 第103条第2項 (準用第146条) 《条》 第119条の2第2項 〔通〕 第3-1-3(11)②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
12 利用料等の受領 (続き)	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 延長預かり料(指定通所リハビリテーションの提供時間を超える) ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ その他日常生活費(次の2つに限る。曖昧な名目は不可) ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 イ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等)について徴収することは認められない。	()	〔条〕第103条第3項(準用第146条) 《条》第119条の2第3項 〔通〕第3-1-3(11)③ ○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号) ○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)
	(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、次のことを行っているか。 ☐ 利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行っている。 ☐ 利用者の同意を文書で得ている。	()	〔条〕第103条第5項(準用第146条) 《条》第119条の2第5項 〔通〕第3-1-3(11)④ ○介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日老振第75号、老健第122号)
	(5) (3)の利用料とは別に、「介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用(例：贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行等の代金等)」を徴収している場合、次のとおり実施しているか。 ☐ 利用者等の希望を確認した上で提供している。 ☐ すべての利用者に一律に提供し、画一的に徴収している費用ではない。 ☐ あいまいな名目で徴収していない。 ☐ (3)の利用料と重複する費用ではない。 ☐ (4)と同様の手続を行っている。	()	〔通〕第3-1-3(11)② ○介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日老振第75号、老健第122号)
	(6) 指定通所リハビリテーション、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。 ※口座引き落とし等支払いの方法によらず領収証を交付すること。	()	〔法〕第41条第8項 〔規〕第65条

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
12 利用料等の受領 (続き)	(7) 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 ☐ 保険給付対象額（(1)のサービスを提供した場合は1割、2割又は3割負担額、(2)のサービスを提供した場合には10割負担額） ☐ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ☐ おむつ代 ☐ その他日常生活費（利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用）	()	
	(8) 領収証に、医療費控除の対象額（控除対象となる利用者の自己負担分）についても記載しているか。	()	○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて（平成28年10月3日厚労省老健局振興課事務連絡）
13 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合（いわゆる償還払いの場合）は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ☐ 提供した指定通所リハビリテーションの内容 ☐ 費用の額 ☐ その他必要と認められる事項	()	〔条〕第18条 （準用第146条） 《条》第52条の2 （準用第124条）
14 指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針 ※介護予防については別シート「運営基準(予防)」の14-1により点検してください	(1) 指定通所リハビリテーションを利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止（又は要介護状態となることの予防）に資するように行っているか。	()	〔条〕第139条第1項 《条》第125条第1項
	(2) 目標を設定し、計画的に行っているか。	()	〔条〕第139条第1項 《条》第125条第1項
	(3) 自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 質の評価方法を記入	()	〔条〕第139条第2項 《条》第125条第2項

項	目	評	価	事	項	評	価	摘	要
15	指定通所リハビリテーションの具体的な取扱方針 ※介護予防については別シート「運営基準(予防)」の15-1により点検してください	(1)		指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところにより行われているか。					
		①		医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行っているか。	()	[条]	第140条第1号《条》第126条第8号[通]第3-7-3(1)①		
		②		指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	()	[条]	第140条第2号《条》第126条第9号		
		③		指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。	()	[通]	第3-7-3(1)②[通]第4-3-5(2)②		
		④		サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	()	[条]	第140条第3号《条》第126条第10号		
		⑤		身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ☐ 「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。 ☐ 具体的な内容について記録すること。	()	[条]	第140条第4号《条》第126条第11号		
		⑥		常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	()	[条]	第140条第5号《条》第126条第1号		
		⑦		認知症である要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。	()	[条]	第140条第5号		
		⑧		指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅 서비스에該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。	()	[通]	第3-7-3(1)⑤[通]第4-3-5(2)⑩		
		⑨		リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。 ・ リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行い、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。 ・ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	() ()	[条] [条]	第140条第6号《条》第126条第1号[通]第3-7-3(1)⑦		
		※		指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができる。 ① あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。 ② 効果的なりハビリテーションのサービスが提供できること。				[通]第3-7-3(1)⑧	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
16 通所リハビリテーション計画の作成	(1) 通所リハビリテーション計画を作成するに当たり、以下の点を満たしているか。 ① 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーションの従業者（以下「医師等の従業者」という。）が共同して作成しているか。 ② 指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に作成しているか。 ③ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載しているか。	() () ()	[条] 第141条第1項 《条》第126条第2号 [条] 第141条第1項 《条》第126条第2号 [条] 第141条第1項 《条》第126条第2号
	(2) 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	()	[条] 第141条第2項 [通] 第3-7-3(2)② 《条》第126条第3号
	(3) 通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	()	
	(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ※ 説明はその実施状況や評価等についても行うこと。	()	[条] 第141条第3項 《条》第126条第4号 [通] 第3-7-3(1)④
	(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。	()	[条] 第141条第4項 《条》第126条第5号 [通] 第3-7-3(2)③
	(6) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画書を利用者に交付しているか。	()	[条] 第141条第5項 《条》第126条第6号 [通] 第3-7-3(2)④
	(7) 交付した通所リハビリテーション計画書は5年間保存しているか。	()	[条] 第145条第2項第1項 《条》第123条第1号
	(8) 指定通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。	()	[条] 第141条第6項
	(9) 居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者から求めがあった場合は、通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めているか。	()	[通] 第3-1-3(14)⑥

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
16 通所リハビリテーション計画の作成 (続き)	※ 指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、〔条〕第86条第1項から第5項までに規定する訪問リハビリテーションの作成に係る基準を満たすことをもって、〔条〕第141条第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		〔条〕第141条第7項
	※ 指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、〔条〕第141条第6項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えない。		〔通〕第3-7-3(2)⑤
17 利用者に関する市町村への通知	(1) 指定通所リハビリテーションを受けている利用者が、次の①②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条〕第27条 (準用第146条) 《条》第52条の3 (準用第124条)
	(2) 当該通知に係る記録を5年間保存しているか。	()	〔条〕第145条第2項 《条》第123条第3号
18 緊急時等の対応	(1) 現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定めた緊急時における対応方法に基づいて速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第28条 (準用第146条) 《条》第119条の3
19 管理者等の責務	(1) 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理を代行させて差し支えないが、この場合、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。	()	〔条〕第142条第1項 《条》第120条第1項
	(2) 管理者又は(1)の管理を代行する者は、従業者に、運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	()	〔条〕第142条第2項 《条》第120条第2項

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
20 運営規程	(1) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ 指定通所リハビリテーションの利用定員 ☐ 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ サービス利用に当たっての留意事項 ☐ 非常災害対策 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 ☐ その他の運営に係る重要事項	()	〔条〕 第143条 《条》 第121条
	(2) 延長サービスを行う場合は、その時間を明記しているか。	()	〔通〕 第3-1-3(19)
21 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制を定めて以下の項目について明確にしているか。 ☐ 従業者の日々の勤務時間 ☐ 常勤・非常勤の別 ☐ 専従の理学療法士の配置 ☐ 作業療法士の配置 ☐ 経験看護師等の配置 ☐ 看護職員及び介護職員の配置 ☐ 管理者との兼務関係	()	〔条〕 第108条第1項 (準用第146条) 《条》 第121条の2第1項 〔通〕 第3-6-3(5)
	(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定通所リハビリテーションを提供しているか。 (ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでなく、第三者へ委託することも可)	()	〔条〕 第108条第2項 (準用第146条) 《条》 第121条の2第2項
	(3) 指定通所リハビリテーション事業所における従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	()	〔条〕 第108条第3項 (準用第146条) 《条》 第121条の2第3項 〔通〕 第3-2-3(6)③
	(4) 認知症介護に係る基礎的な研修を全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、国が定めた研修を修了した訪問介護員等を除く。）に対し、受講させるために必要な措置を講じているか。なお、新入職員の受講猶予期間は採用後1年間とする。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
21 勤務体制の確保等 (続き)	(5) 業務上必要な範囲を超えて行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）により、従業員の就業環境が害されることを防止するために、次のとおり必要な措置を講じているか。 ☐ ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する。 ☐ 相談（苦情を含む。）に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業員に周知・啓発する。	()	〔条〕 第108条第4項 (準用第146条) 《条》 第121条の2第4項 〔通〕 第3-1-3(21)④
	(6) 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主は次のことを行っているか。 (事業者が講じることが望ましい取組) ☐ 迷惑行為の相談に適切に対応するための体制整備 ☐ 被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス対応、複数対応など) ☐ 被害防止のための取組 (迷惑行為マニュアル作成や、研修の実施)	()	〔通〕 第3-1-3(21)④
22 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じているか。	()	〔条〕 第32条の2第1項 (準用第146条) 《条》 第55条の2の2第1項 (準用第124条)
	(2) 業務継続計画に、次の事項を記載しているか。 <感染症に係る業務継続計画> ☐ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ☐ 初動対応 ☐ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <災害に係る業務継続計画> ☐ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ☐ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ☐ 他施設及び地域との連携 ※ <感染症に係る業務継続計画>と<災害に係る業務継続計画>は、一体的に策定してもよい。	()	〔通〕 第3-6-3(6)②
	(3) 従業員に対し、業務継続計画について周知しているか。	()	〔条〕 第32条の2第1項 (準用第146条) 《条》 第55条の2の2第1項 (準用第124条)
	(4) 従業員に対して、次のとおり研修を実施しているか。なお、感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。 ☐ 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。 ☐ 定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。 ☐ 研修の実施内容を記録する。	()	〔条〕 第32条の2第2項 (準用第146条) 《条》 第55条の2の2第2項 (準用第124条)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
22 業務継続計画の策定等 (続き)	(5) 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 ☐ 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認 ☐ 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習 ☐ 定期的（年1回以上）に実施 ☐ 訓練の実施内容を記録 ※感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施してもよい。	()	〔条〕第32条の2第2項 (準用第146条) 《条》第55条の2の2第2項 (準用第124条)
	(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	()	〔条〕第32条の2第3項 (準用第146条) 《条》第55条の2の2第3項 (準用第124条)
	(7) 業務継続計画を策定していない場合、業務継続計画未策定減算を算定しているか。 ※ 令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。	()	〔報〕別表7注3 《報》別表5注3 〔留〕第2の8(4) 《留》第2の6(3)
23 定員の遵守	(1) どの営業日においても、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行っていないか。 ※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	()	〔条〕第109条 (準用第146条) 《条》第121条の3
	(2) 利用者の数が運営規程に定めた利用定員の数を超えた場合、定員超過減算を算定しているか。	()	〔報〕別表7注1 〔留〕第2の8(27) ○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (H12.2.10厚生省告示第27号)第2号イ
24 非常災害対策	(1) 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 ☐ 非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知 ☐ 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知 ☐ 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回以上） ☐ 訓練の実施記録を作成	()	〔条〕第110条第1項 (準用第146条) 《条》第121条の4第1項 〔通〕第3-6-3(7)①
	(2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	()	〔条〕第110条第2項 (準用第146条) 《条》第121条の4第2項 〔通〕第3-六-3(7)②
	(3) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が30人以上の事業所の場合、次のことを実施しているか。 ☐ 防火管理者を置くこと ☐ 防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること	()	消防法第8条 消防法施行令別表第1(6)項ハ 〔通〕第3-6-3(7)①
	(4) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が29人以下の事業所の場合次のことを実施しているか。 ☐ 防火管理について責任者を定めていること ☐ 選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
25 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	()	〔条〕 第144条第1項 《条》 第122条第1項 〔通〕 第3-7-3(5) ①
	(2) 必要に応じ保健福祉事務所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	()	〔通〕 第3-7-3(5) ①イ
	(3) インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	()	〔通〕 第3-7-3(5) ①ロ
	(4) 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催 ☐ おおむね6月に1回以上開催する。 ☐ 検討結果について記録する（議事録等） ☐ 委員会の結果について、従業者に周知する。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ☐ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定 ☐ 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 ☐ 平常時の対策 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等） ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） ☐ 発生時の対応 ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 行政等への報告 ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施 ☐ 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修すること。 ☐ 研修の実施内容を記録する。 ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施 ☐ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。 ☐ 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。 ☐ 感染症対策をした上でのケアの演習。 ☐ 訓練の実施内容を記録する。	()	〔条〕 第144条第2項 《条》 第122条第2項 〔通〕 第3-6-3(8) ②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
26 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示しているか。 (次の項目を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。) ☐ 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） ☐ 従業者の勤務の体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理体制（国民健康保険団体連合会、市町村の苦情受付窓口も掲示することが望ましい） ☐ 第三者評価の実施状況 （実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、結果開示状況） ☐ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	()	〔条〕 第34条 （準用第146条） 《条》 第55条の4 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(24)
【(2)は令和7年4月1日から義務化】	(2) 原則として、(1)の重要事項をインターネット上で公表しているか。	()	
27 秘密保持等	(1) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	()	〔条〕 第35条第1項 （準用第146条） 《条》 第55条の5第1項 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(25) ①
	(2) 指定通所リハビリテーション事業所であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	()	〔条〕 第35条第2項 （準用第146条） 《条》 第55条の5第2項 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(26) ②
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	()	〔条〕 第35条第3項 （準用第146条） 《条》 第55条の5第3項 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(27) ③
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、特定の事業者に対するサービスを利用させることの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	〔条〕 第37条 （準用第146条） 《条》 第55条の7 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(27) ③
29 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。 ☐ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定通所リハビリテーションにおける苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 ☐ 上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 ☐ 苦情処理の概要について指定通所リハビリテーション事業所内に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載している。	()	〔条〕 第38条第1項 （準用第146条） 《条》 第55条の8第1項 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(28) ①
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()	〔条〕 第38条第2項 （準用第146条） 《条》 第55条の8第2項 （準用第124条） 〔通〕 第3-1-3(28) ②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
29 苦情処理 (続き)	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()	〔通〕 第3-1-3(28) ②
	(4) 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()	〔条〕 第38条第3項 (準用第146条) 《条》 第55条の8第3項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(28) ③
	(5) 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()	
	(6) 市町村から求めがあった場合には、(5)の改善の内容を市町村に報告しているか。	()	〔条〕 第38条第4項 (準用第146条) 《条》 第55条の8第4項 (準用第124条)
	(7) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()	〔条〕 第38条第5項 (準用第146条) 《条》 第55条の8第5項 (準用第124条)
	(8) 国保連から(7)の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()	
	(9) 国保連からの求めがあった場合には、(8)の改善の内容を国保連に報告しているか。	()	〔条〕 第38条第6項 (準用第146条) 《条》 第55条の8第6項 (準用第124条)
30 地域との連携等	(1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	()	〔条〕 第39条第1項 (準用第146条) 《条》 第55条の9第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(29) ①
	(2) 提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業（※）に協力するよう努めているか。 ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て、市町村が行う事業も含む。	()	〔条〕 第39条第1項 (準用第146条) 《条》 第55条の9第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(29) ①
31 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※ 本市の報告対象となる事故については、前橋市ホームページ（介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告）及び前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市令和4年12月5日施行）を参照	()	〔条〕 第40条第1項 (準用第146条) 《条》 第55条の10第1項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(30)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	()	〔条〕 第40条第2項 (準用第146条) 《条》 第55条の10第2項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(30)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
31 事故発生時の対応 (続き)	(3) 指定通所リハビリテーション事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	()	〔条〕 第40条第3項 (準用第146条) 《条》 第55条の10第3項 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(30)
	(4) 損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	()	〔通〕 第3-1-3(30) ②
	(5) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	()	〔通〕 第3-1-3(30) ③
32 虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) ☐ 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化している。 ☐ 定期的に開催している。 ☐ 次のような事項を検討している。 ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ☐ 検討結果について記録する（議事録等）。 ☐ 開催結果を従業者に対して周知徹底している。	()	〔条〕 第40条の2第1号 (準用第146条) 《条》 第55条の10の2第1号 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(31) ①
	(2) 次の項目を盛り込んだ、当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	()	〔条〕 第40条の2第2号 (準用第146条) 《条》 第55条の10の2第2号 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(31) ②

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
32 虐待の防止 (続き)	(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。 ☐ 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底を行うものとする。 ☐ 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。 ☐ 研修の実施内容を記録する。	()	〔条〕 第40条の2第3号 (準用第146条) 《条》 第55条の10の2第3号 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(31) ③
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましい。	()	〔条〕 第40条の2第4号 (準用第146条) 《条》 第55条の10の2第4号 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(31) ④
	(5) 上記(1)～(4)の措置を講じていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定しているか。	()	〔報〕 別表7注2 《報》 別表5注2 〔留〕 第2の8(4) 《留》 第2の6(2)
33 会計の区分	(1) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	()	〔条〕 第41条 (準用第146条) 《条》 第55条の11 (準用第124条) 〔通〕 第3-1-3(32)
	(2) 具体的な会計処理の方法については、次に示す通知を参考として適切に行われているか。 ☐ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ☐ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ☐ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）	()	
34 記録の整備	(1) 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	()	〔条〕 第145条 《条》 第123条 〔通〕 第3-7-3(7)
	(2) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 ☐ 項目16の通所リハビリテーション計画 ☐ 項目11の提供した具体的なサービスの内容等の記録 ☐ 項目17の市町村への通知に係る記録 ☐ 項目15の、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ☐ 項目29の苦情の内容等の記録 ☐ 項目31の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
35 電磁的記録等	(1) 電磁的記録について 指定通所リハビリテーション事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるが、下記のとおり行っているか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。	()	[条] 第277条第1項 《条》第267条第1項 [通] 第5-1
	(2) 電磁的方法について 指定通所リハビリテーション事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。 ① 電磁的方法による交付は「1内容及び手続の説明及び同意」の「評価事項(4)」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。(※) ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。(※) ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①～③の方法に準じた方法によること。 ただし、基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ※ 「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考すること。	()	[条] 第277条第2項 《条》第267条第2項 [通] 第5-2
	(3) 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	()	[通] 第5-2(5)

第4 運営基準（予防）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
14-1 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	()	《条》第125条 〔通〕第4-三-5(1)
	(2) 自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 ※ 質の評価方法を具体的に記入のこと ※ 主治の医師又は歯科医師との連携方法を具体的に記入のこと 	()	
	(3) 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たっているか。	()	
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	()	
	(5) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。	()	
	(6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	()	
	(7) 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15-1 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針	(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	()	《条》第126条 〔通〕第4-三-5(1)
	(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下本項において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しているか。	()	
	(3) (2)で作成する介護予防通所リハビリテーション計画には次の内容が記載されているか。 ☐ リハビリテーションの目標 ☐ 上記目標を達成するための具体的なサービスの内容 ☐ サービスの提供を行う期間	()	
	(4) 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ※ 介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号介護保険最新情報vol.1217）に示す様式を参考に作成すること。	()	
	(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。	()	
	(6) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	()	
	(7) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()	
	(8) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15-1 指定介護予防通所リハビリテーションの 具体的取扱方針 (続き)	(9) (8)において、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合には、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 介護保険最新情報 vol. 1217））別紙様式2-2-1の以下に示す項目が含まれているか。 ☐ 「本人・家族等の希望」 ☐ 「健康状態、経過」 ☐ 「心身機能・構造」 ☐ 「活動」 ☐ 「リハビリテーションの短期目標」 ☐ 「リハビリテーションの長期目標」 ☐ 「リハビリテーションの方針」 ☐ 「本人・家族への生活指導の内容（自主トレ指導含む）」 ☐ 「リハビリテーション実施上の留意点」 ☐ 「リハビリテーションの見直し・継続理由」 ☐ 「リハビリテーションの終了目安」	()	《条》第126条 〔通〕第4-三-5(2)
	(10) (9)において、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残しているか。	()	
	(11) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。 ※ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防訪問リハビリテーション計画に係る基準を満たすことによって、介護予防通所リハビリテーション計画に係る基準を満たしているとみなすことができることとする。	()	
	(12) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	()	
	(13) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15-1 指定介護予防通所リハビリテーションの 具体的取扱方針 (続き)	(14) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っているか。	()	《条》第126条 〔通〕第4-3-5(2)
	(15) (14)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	()	
	(16) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っているか。	()	
	(17) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下本項において「モニタリング」という。）を行っているか。	()	
	(18) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	()	
	(19) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っているか。	()	
	(20) (19)に記載する介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行う場合は、(1)から(18)までの内容に準じて行っているか。	()	
	(21) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
36 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行っているか。 ☐ サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。 ☐ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしているか。 ☐ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、項目37に示す安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。	()	《条》第127条
37 安全管理体制等の確保	(1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 (2) サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。 (3) サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。 (4) サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	() () () ()	《条》第128条

第5 委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	令和5年度 開催日	令和6年度 開催日
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
その他（記載してください）			
その他（記載してください）			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
高齢者虐 待防止関 係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

3 施設外研修(前年度・今年度受講分)

受講年月日	主催者	開催地／ eラーニング等	研修内容	参加職種	参加人員

4 職員研修体制

--

5 新規採用時研修プログラム

(有 ・ 無)

研修内容	実施の有無	直近実施日
業務継続計画関係	有 ・ 無	
感染症予防まん延防止関係	有 ・ 無	
高齢者虐待防止関係	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	

6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

第5 変更の届出等

注) 指定介護予防通所リハビリテーションの場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 変更、再開の届出	(1) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更がある場合は、変更日の2週間前までにその旨を市長に届け出ているか。 ① 事業所の所在地（出張所を含む） ② 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等）	()	前橋市ホームヘルプ介護保険事業者の変更届 ○届出時期 [法]第120条第1項 [規]第140条の9第1項
	(2) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。 ① 事業所の名称、事業所の電話、FAX ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 登記事項証明書又は条例等（当該指定通所リハビリテーション事業に関するものに限る。） ⑤ 事業所の種別 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑦ 運営規程	()	[法]第75条第1項 [法]第115条の5第1項 [規]第120条第1項 [規]第131条第1項 [規]第140条の9第1項 [規]第140条の22第1項
2 廃止、休止の届出（事前）	(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、次の項目を前橋市長に届け出ているか。 ① 廃止又は休止しようとする年月日 ② 廃止又は休止しようとする理由 ③ 現に通所リハビリテーションサービスを受けている者に対する措置 ④ 休止の場合は、休止の予定期間	()	[法]第75条第2項 [法]第115条の5第2項 [規]第131条第4項 [規]第140条の22第4項
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	()	[留]《留》 第1届出手段の運用 1届出の受理(5)
	(2) 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ているか。 （加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	()	[留]《留》 第1届出手段の運用 5加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

第6 介護報酬

注) 指定介護予防通所リハビリテーションの場合、評価事項欄に特段の注記がない限り、文中の「通所リハビリテーション」を「介護予防通所リハビリテーション」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定通所リハビリテーションの提供について	(1) 利用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施しているか。	()	〔留〕第2の8(11) 《留》第2の6(1)
	(2) 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施しているか。 ※ 医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2ー2ー1をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2ー2ー1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。	()	
	(3) (2)※に該当する場合、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次のリハビリテーション計画を作成しているか。	()	
	(4) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか。	()	
	(5) 上記(4)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録しているか。	()	
	(6) 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。	()	
	(7) 上記(6)について、初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っているか。また、その他必要時に見直しを行っているか。	()	
	(8) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定通所リハビリテーションの提供について (続き)	(9) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めているか。	()	
	(10) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、利用者及び家族の活動や参加に向けた希望、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。	()	
2 記録の整備について	(1) 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入しているか。	()	〔留〕第2の8(33) 《留》第2の6(15)
	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービスの内容等及び指導に要した時間を記録にとどめているか。 ※ 当該記録については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。	()	
	(3) リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるか。	()	

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内